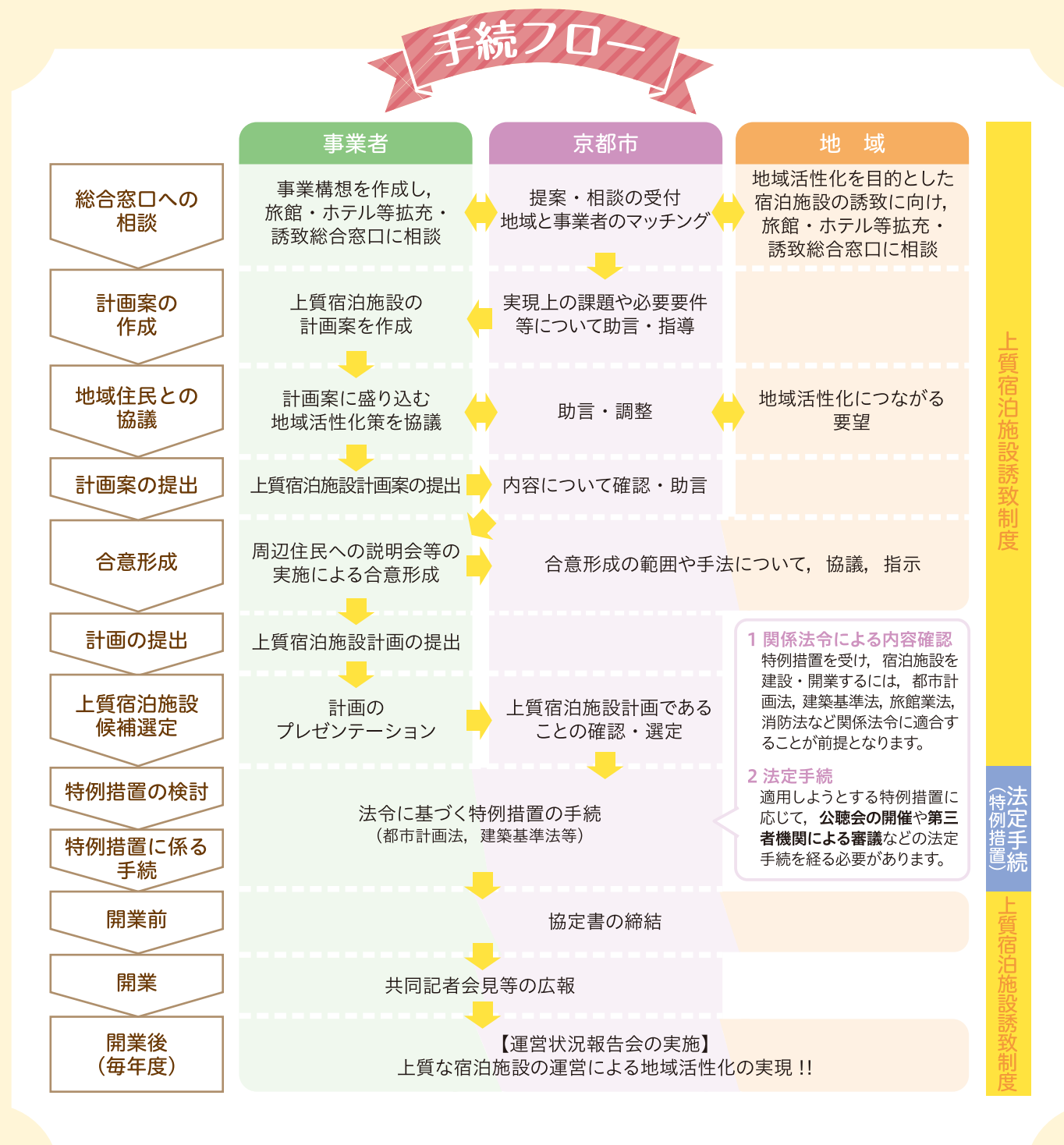
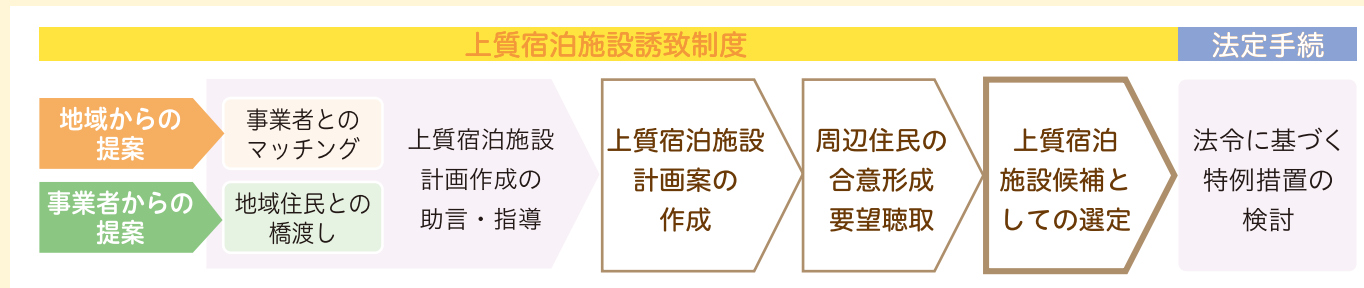


▼ 手続イメージ



京都市
上質宿泊施設誘致制度

伝統産業・伝統文化・農林業をはじめとした
市内経済や地域の活性化に寄与する上質な宿泊施設計画の検討を支援します



国全体の人口が減少しているなか、観光客の満足度や滞在環境の向上を図ることにより、国内外から京都を訪れ、京都の奥深い魅力を体験いただく方を増やしていくことは、京都経済の活性化と市民生活、さらには日本の文化を支えることにつながり、千年先も京都が京都であり続けるために大変重要です。

そのため、京都市では、観光立国・日本をリードする安心安全で地域と調和した宿泊観光の向上を目指した「京都市宿泊施設拡充・誘致方針」を平成28年10月に策定したところです。

この度、この方針を踏まえ、国際的な都市格の向上や市内への高い経済効果等の観点に立ち、地域や市民生活との調和を前提としたうえで、**地域の歴史や文化、自然環境・景観との調和が図られるとともに、安定した雇用や伝統産業・伝統文化の振興に資するなど、地域の魅力を活かし、地域の活性化に寄与する上質な宿泊施設を積極的に誘致するため、「京都市上質宿泊施設誘致制度」を創設しました。**

つきましては、京都市が誘致したいと考える上質な宿泊施設計画の提案・相談を「旅館・ホテル等拡充・誘致総合窓口」において、受け付けます。

なお、本制度における上質な宿泊施設とは、富裕層を対象とした豪華な宿泊施設ではなく、京都経済や地域の活性化を実現する施設をいいます。

本窓口における提案・相談の受付は、平成33年度末までを目安としております。

※京都市では、「旅館・ホテル等拡充・誘致総合窓口」を開設し、宿泊施設の開業等に向けた総合的なサポートを行っています。事業者と地域住民の方々の橋渡しや、開業に必要な手続の案内など、様々な御相談を受け付けます。

京都市産業観光局 観光MICE推進室（旅館・ホテル等拡充・誘致総合窓口）

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町427番地 京都朝日会館3階

TEL 075-746-2066



平成29年5月発行 京都市印刷物第294088号

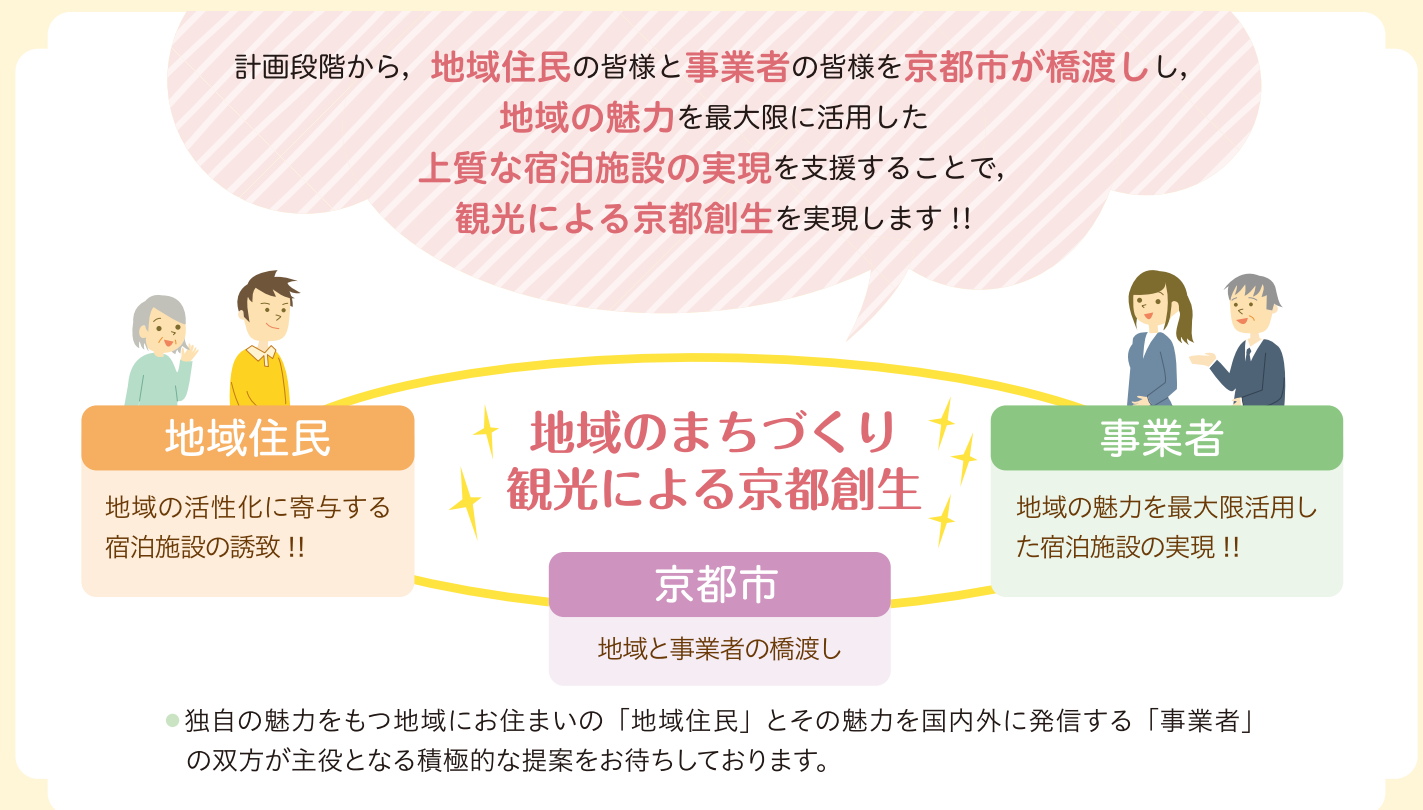


京都市上質宿泊施設誘致制度とは？

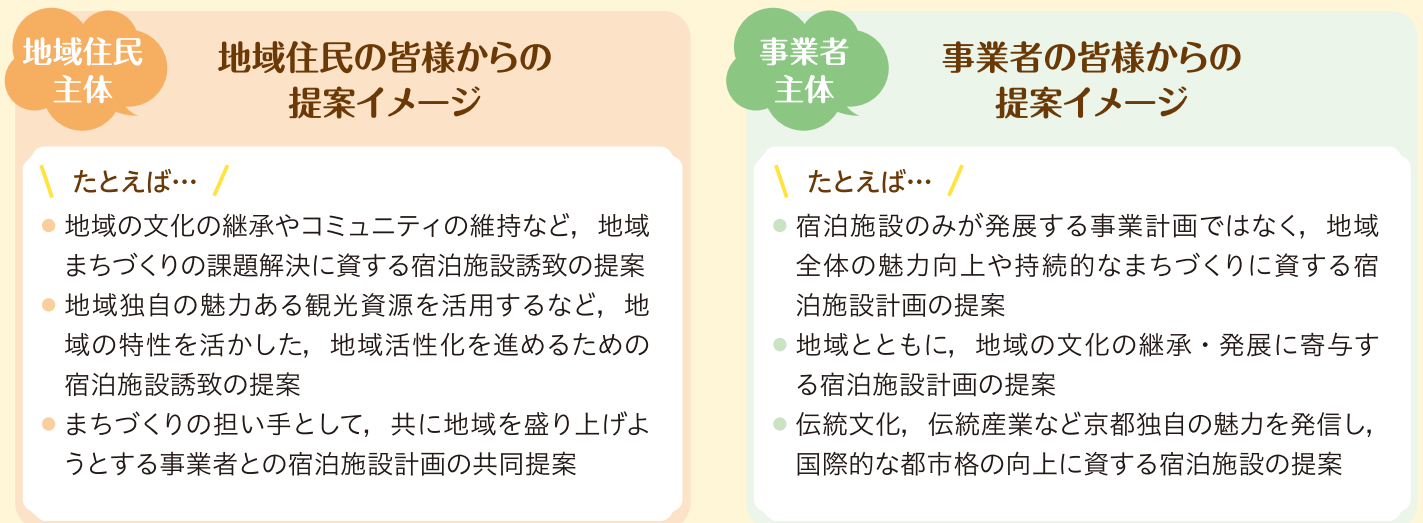
「上質宿泊施設誘致制度」とは、地域活性化に資する宿泊施設を誘致しようとする地域住民の皆様や地域の魅力を活かした宿泊施設の開業を進めようとする事業者の皆様とともに、本市が誘致したいと考える上質な宿泊施設に期待する事項（「上質宿泊施設候補要件」▶右ページ参照）という。）を盛り込んだ「上質宿泊施設計画」の実現を図る制度です。

本制度によって上質宿泊施設候補に選定した計画については、宿泊施設の立地が制限されている区域（住居専用地域、工業地域、市街化調整区域）において、建築基準法や都市計画法等の関係法令に基づき、特例的に開業を認める措置（特例措置）の活用を検討します。

京都市上質宿泊施設誘致制度を活用した宿泊施設の実現イメージ



上質宿泊施設計画の提案主体と提案イメージ



上質宿泊施設候補要件

A 共通要件

- ① 周辺地域の魅力を最大限に活用した計画であること。
- ② 長期の事業計画であり、安定した雇用の創出など、**地域経済や活性化に寄与するもの**であること。
- ③ 地域住民との意見交換・合意形成がなされた**地域と調和した計画**であること。
- ④ **市内産品・サービス（伝統産業製品、市場流通・市内産食材、市内産木材等）**を活用した計画であること。
- ⑤ その他市の方針や政策に合致した取組（防災、福祉、環境対策）に寄与する計画であること。



伝統産業製品の活用



市内産食材の活用



市内産木材の活用



伝統文化の体験

B 各施設タイプの主な要件

I.ラグジュアリータイプ

上質な宿泊体験やサービスを提供し、京都の奥深い魅力や文化を堪能できる宿泊施設

- 和の文化体験等、上質な宿泊体験の提供
- スイートルームの設置
- 最低客室面積 40 m²程度
- 滞在型宿泊施設としての充実した付帯設備（宿泊施設の規模に応じたもの）

II.MICEタイプ

MICE 機能をはじめ、地域産業活性化に寄与する機能を持った宿泊施設

- ものづくり産業関係者の利便性を高める施設や機能（会議場、研修室、貸事務所、企業ブース等）
- 主たる客室の最低面積 25 m²程度
- ゆったりと滞在可能な付帯設備（レストランなど）

客室面積の要件については、共用スペースの充実等の提案内容を含めて総合的に確認します。また、上記の3つのタイプにあてはまらないもので、上質と思われる宿泊施設の提案がある場合は、御相談ください。個別に協議し、対応を検討してまいります！！

上質宿泊施設に求める事項の詳細、具体的な内容については、「旅館・ホテル等拡充・誘致総合窓口」に御相談ください。

Ⅲ.地域資源活用タイプ

※宿泊可能なレストラン等

〔オーベルジュ※タイプ、歴史的建築物タイプ〕

特にその場所や建物の特性などの地域資源を活用したサービスを提供する施設

- 地域資源の活用による地域の農林水産業や観光等への振興

〔オーベルジュタイプ〕

- 主たる客室の最低面積 30 m²程度（新築の場合）
- 客室数 3 室以上かつ「宿泊可能人数＜飲食店席数」で適切な割合とすること
- 延床面積 1,000 m²以下
- 既存建築物を活用する場合は、従前と同一敷地、同一規模の建物であること

〔歴史的建築物タイプ〕

- 歴史的価値のある既存建築物を活用するもの

地域特性や課題に応じた地域貢献・活性化の提案

その他、地域の特性や課題等に応じて、宿泊施設利用者と地域住民の両者に資する地域貢献・地域活性化に資する提案を広く求めます。

提案例 /

- ◆ 地域住民と宿泊施設利用者が交流できる憩いの場の整備
- ◆ 地域の観光資源をめぐる巡回バスの運行
- ◆ 地域の良好で安全な回遊性を確保する道路改良
- ◆ 地域の良好な景観を保全・創出する街路樹の整備
- ◆ 地域に根付いた祭等、伝統文化行事の運営協力
- ◆ 地域の観光資源を活用した商品の造成や観光資源の整備改修
- ◆ 里山、農地、竹林等の保全活動支援
- ◆ 地域の農産物の PR、直売所棟の運営支援 …など